

太陽光発電事業計画

太陽光発電事業計画				備 考
情報 太陽光発電事業実施予定者（認定太陽光発電事業実施者）	氏名又は名称		未来創電加太合同会社	
	代表者	役職	代表社員	
		氏名	未来創電加太一般社団法人	
	役員	役職	職務執行者	
		氏名	北川 久芳	
		役職		
		氏名		
		役職		
		氏名		
住所		(〒100-0005) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所内		
法定代理人	氏名			
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の有無（太陽光発電事業実施予定者（認定太陽光発電事業実施者）が法人である場合に記載すること。）			有・無	□別紙あり
実施時期 太陽光発電事業の内容及び	太陽光発電事業の名称		加太太陽光発電事業	
	太陽光発電事業の内容		太陽光発電設備の設置、事業の運営・維持管理、事業の廃止	
	太陽光発電設備の合計出力		29,900 k W（内、自家消費分：125 k W）	
	実施時期	造成工事	各種許認可取得後1か月後から2026年9月30日まで	
		設置工事	各種許認可取得から2027年11月30日まで	
		発電期間	2027年12月1日から2062年11月30日まで	
		事業廃止	2062年11月30日	
事業区域	所在地	和歌山市加太字下女原2413番 外24筆（別紙①【「所在地一覧」】を参照。）		
	面積	事業区域 682,013.73 m ² うち森林（工事前 337,298 m ² 工事後 213,326.07 m ² ）		
太陽光発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項				第2面のとおり
太陽光発電の設置の方法に関する事項				第3面のとおり
太陽光発電事業の維持管理の方法に関する事項				第4面のとおり
太陽光発電事業の廃止の方法に関する事項				第5面のとおり
太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項その他の事項				第6面のとおり

太陽光発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項

造成する土地の位置		和歌山市加太字笠松原 2443-1 番 和歌山市加太字炭谷 2362-12 番	☐ 別紙あり
造成工事の内容		掘り込み式の調整池の設置及び調整池へ向かう進入路の形成。 林地開発、宅地造成及び特定盛土等規制法の技術基準に従い施行する。	☐ 別紙あり
		切土又は盛土をする土地の面積	15,324m ²
		切土の土量	29,989m ³
		盛土の土量	21m ³
造成工事の期間		各種許認可取得後 1 か月後から 2026 年 9 月 30 日まで	☐ 別紙あり
造成工事の工程		別紙②【「環境影響調査書」の[第 2 章 事業の名称、位置、目的及び内容]の 2-2 項】を参照。	☒ 別紙あり
造成工事の施工前と 施工後の土地の形質 の変更の状況		別紙③【添付資料⑤「当該造成に係る計画平面図及び計画断面図」】を参照。	☒ 別紙あり
工事 施工者	住所	〒612-8450 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6（京セラ本社ビル内）	
	氏名等	京セラコミュニケーションシステム株式会社	
	電話番号	0800-0808123	

太陽光発電設備の設置の方法に関する事項

太陽光発電設備の構造	別紙④【添付資料⑩「太陽光発電パネルの支持物の構造強度に関する書面」】の資料を参照。		☒ 別紙あり
太陽光発電設備の合計出力	29,900 kW（内、自家消費分：125 kW）		
太陽光発電設備の事業区域内の位置	和歌山市加太字下女原2413番 外24筆 （別紙①【「所在地一覧」】を参照。）		☒ 別紙あり
太陽電池に係る事項	製造事業者名	Trina Solar	
	型式番号	TSM-655NEG20C.28	
	設置枚数	67,440枚	
	太陽電池の合計出力	44,173.20kW	
	設置面積	300,086.40㎡	
	角度	10度	
パワーコンディショナーに係る事項	製造事業者名	SUNGROW	
	型式番号	SG3400HV-MV-30	
	設置箇所数	9箇所	
	出力	29,900 kW	
太陽光発電設備の設置工事の内容	杭打込、架台組立、モジュール設置、電気工事、土木工事、排水工事、基礎工事、機器据付工事、外構工事、仮設工事、仮設工事		☐ 別紙あり
太陽光発電設備の設置工事の期間	各種許認可取得から 2027 年 11 月 30 日まで		
太陽光発電設備の設置工事の工程	別紙②【「環境影響調査書」の[第2章 事業の名称、位置、目的及び内容]の2-2項】を参照。		☒ 別紙あり
工事施工者	住所	〒612-8450 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6（京セラ本社ビル内）	
	氏名等	京セラコミュニケーションシステム株式会社	
	電話番号	0800-0808123	

太陽光発電事業の維持管理に関する事項

発電期間		2027年12月1日から2062年11月30日まで		
周辺環境の保全のため 達成することとした環 境の構成要素に係る項 目、数値及び測定頻度		本事業の事業特性・地域特性を踏まえ、土地の造成・設備の設置工事 (撤去工事)に係る大気質・騒音・振動・動植物・廃棄物等、太陽光発電 設備の存在に係る騒音・動植物・景観・光害を環境影響調査項目に選 定し、予測評価を行った。 予測を行った結果、全ての調査項目について、環境保全目標を満足 する又は環境保全措置の実施により低減し、環境への影響が実行可 能な範囲で回避・低減されているものと評価する。 (詳細は「環境影響調査書」のとおり。)		
検 事 業 区 域 及 び 太 陽 光 発 電 設 備 の 点	点検の項目	全設備の、外観検査、目視点検、各種測定、動作試験、消耗品交 換、清掃・除草等		☐ 別紙あり
	点検の頻度	点検内容に応じて、1回/月または1回/年		☐ 別紙あり
	点検予定業者 等	住所	〒612-8450 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 (京セラ本社ビル 内)	
		氏名等	京セラコミュニケーションシステム株式会社	
電話番号		0800-0808123		
事業区域の管理者		住所	〒612-8450 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 (京セラ本社ビル 内)	
		氏名等	京セラコミュニケーションシステム株式会社	
		電話番号	0800-0808123	
		管理内容	全設備の、外観検査、目視点検、各種測定、動作試験 、消耗品交換、清掃・除草、等	
緊急時の連絡先		住所	東京都千代田区内幸町2丁目1番1号	
		氏名等	双日ミライパワー株式会社	
		電話番号	03-6871-3333	
その他の連絡先		住所	-	
		氏名等	-	
		電話番号	-	

太陽光発電事業の廃止の方法に関する事項

廃止予定年月日	2062年11月30日（予定）	
太陽光発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容	モジュールの取外し、杭及び架台撤去、PCS取外し、キュービクル撤去、配線の撤去 (別紙⑤【「環境影響調査書」の[第5章 環境影響調査の結果]の5-7項】を参照。)	☒ 別紙あり
廃棄物の処理方法	別紙⑤【「環境影響調査書」の[第5章 環境影響調査の結果]の5-7項】を参照。	☒ 別紙あり
太陽光発電設備の撤去後の土地の整備方針	原則現況復旧とする。	☐ 別紙あり
太陽光発電事業の廃止に要する費用の見積り	凡そ3億円の想定です。	☐ 別紙あり
太陽光発電事業の廃止に要する費用の確保に関する方法	設備撤去費用につきましては、商業運転開始後 11 年目から一定額を積み立てる予定です。	☐ 別紙あり

太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項その他の事項

①太陽光発電事業の実施に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容（事業区域内に森林がある場合は、当該森林が現に有する公益的機能からみて太陽光発電事業の実施により土砂の流出、水害等が発生することを防止するために講ずる措置の内容を含む。）	事業計画では防災設備の構築及びそれに通ずる進入路を除いて太陽光発電設備の設置に伴う造成工事は行いません。 排水計画については、林地開発許可及び宅地造成等規制法の技術基準に基づいた設計及び施工を遵守し、雨水及び土砂の流出を抑制させた上で現況の放流先へ排水することにより災害の発生を防止します。 また、土砂流出の影響等の観点から急傾斜への太陽電池モジュール等の発電設備の設置予定等はございません。
②太陽光発電設備の構造強度を保持するために講ずる措置の内容	電気事業法に基づき、発電用太陽電池設備に関する技術基準を順守した設計及び施工を実施することで安全性を確保します。
③太陽光発電事業の実施に伴い生じる環境影響に対して講ずる措置の内容	環境影響調査を行っており、本事業の実施に伴い生じる環境影響は、実行可能な範囲で回避又は低減されているものと評価致しました。今後も環境影響を可能な限り回避・低減するよう努めると同時に、影響が発生した際には、即刻対処します。
④事業区域に係る景観計画に定める良好な景観の形成のために講ずる措置の内容	景観法及び和歌山市景観条例に基づき、和歌山市景観計画及び太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドラインの景観形成基準に適合するよう設置計画を行います。
⑤太陽光発電事業の実施に際して関係法令及び関係法令に基づく命令、関係する府県の条例及び当該条例に基づく命令並びに当該事業区域を管轄する市町村の条例及び当該条例に基づく命令の規定に違反しないために講ずる措置の内容	和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例、及び関係法令を遵守し、申請内容及び基準を関係各位で共有し監督官庁からの指示、命令等に速やかに対応します。
⑥太陽光発電事業の実施と、県が定める基本計画等その他太陽光発電事業に係る計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に係る計画との整合性を確保するために講ずる措置の内容	和歌山県環境基本計画に記載のとおり、環境と調和に配慮した設置場所の設定、環境配慮、安全性の確保を行いました。
⑦反射光による周辺的生活環境への影響に係る説明	環境影響調査にて反射光のシミュレーションを行い周辺民家等への影響は問題ない事を確認しました。 （詳細は「環境影響調査書」のとおり。）

別紙① 所在地一覧

No.	所在	地番	地目	所有者（注）
1	和歌山市加太字大谷	2536	山林	和歌山県土地開発公社(74/106)
				南海観光開株式会社(32/106)
2	和歌山市加太字下女原	2413	山林	和歌山県土地開発公社
3	和歌山市加太字下女原	2414	山林	同上
4	和歌山市加太字下女原	2415	山林	同上
5	和歌山市加太字下女原	2421	山林	同上
6	和歌山市加太字下女原	2422	山林	同上
7	和歌山市加太字森ヶ谷	2427	山林	同上
8	和歌山市加太字森ヶ谷	2428	山林	同上
9	和歌山市加太字笠松原	2443-1	山林	同上
10	和歌山市加太字笠松原	2444	山林	同上
11	和歌山市加太字鍋谷	2510	山林	同上
12	和歌山市加太字鍋谷	2511	山林	同上
13	和歌山市加太字鍋谷	2512	山林	同上
14	和歌山市加太字鍋谷	2514	山林	同上
15	和歌山市加太字大谷	2529	山林	同上
16	和歌山市加太字大谷	2530-1	山林	同上
17	和歌山市加太字大谷	2531	山林	同上
18	和歌山市加太字大谷	2532-1	山林	同上
19	和歌山市加太字大谷	2533-1	山林	同上
20	和歌山市加太字大谷	2534	山林	同上
21	和歌山市加太字大谷	2535-1	山林	同上
22	和歌山市加太字大谷	2539	山林	同上
23	和歌山市加太字大谷	2540	山林	同上
24	和歌山市加太字炭谷	2362 - 1	雑種地	同上
25	和歌山市加太字炭谷	2362-12	雑種地	同上

注：No.1（和歌山市加太字大谷 2536）のみ和歌山県土地開発公社と南海観光開株式会社の共有地となっているもの。なお、持分比率は上記の通り。

別紙② 「環境影響調査書」の[第2章 事業の名称、位置、目的及び内容]の2-6項

加太太陽光発電所
計画工程表

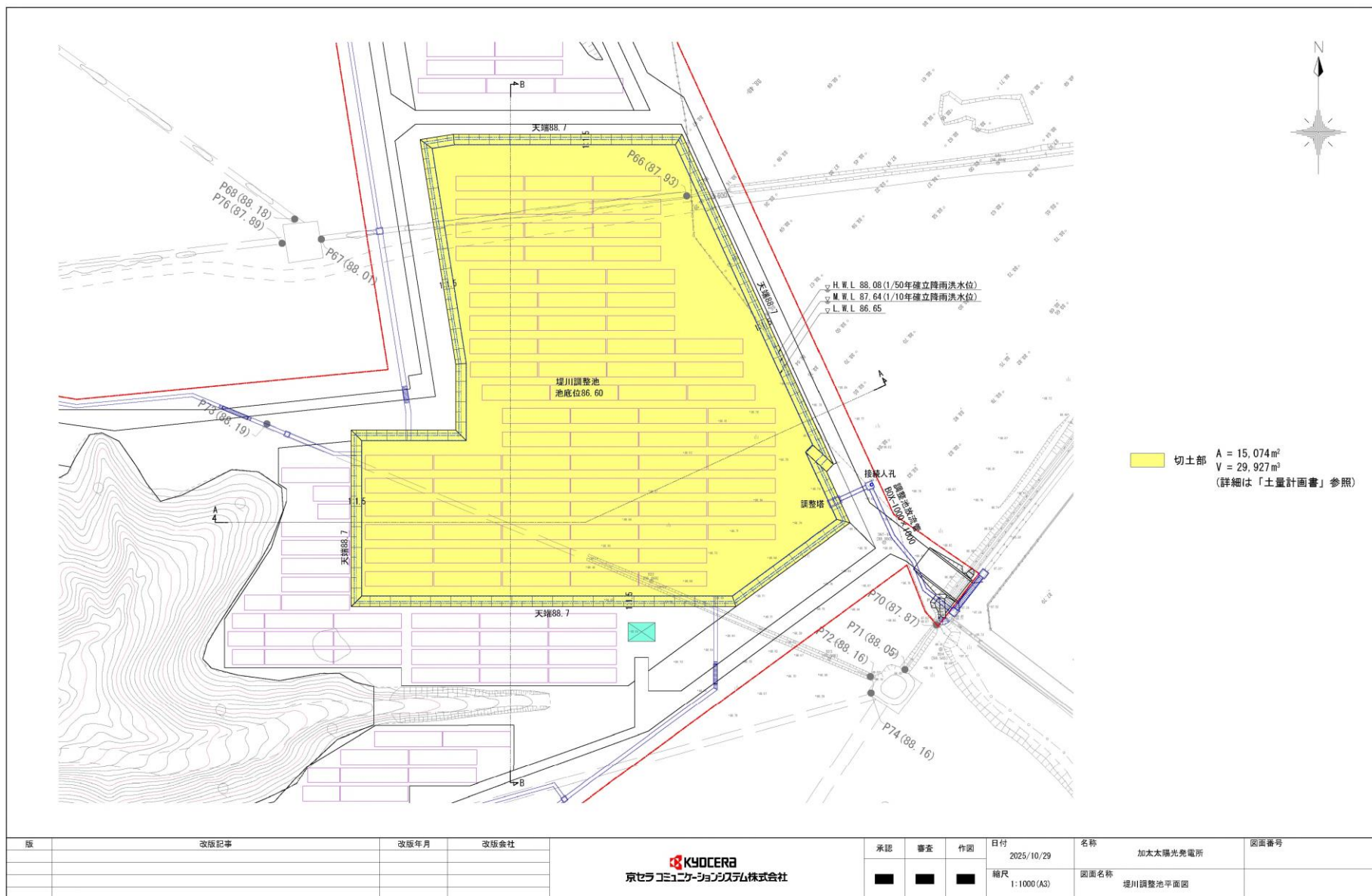
所在地 : 和歌山県和歌山市加太字下女原2413番 外24筆
規模 : 44.1732MW (DC) 29.9MW (AC)

【FLM】

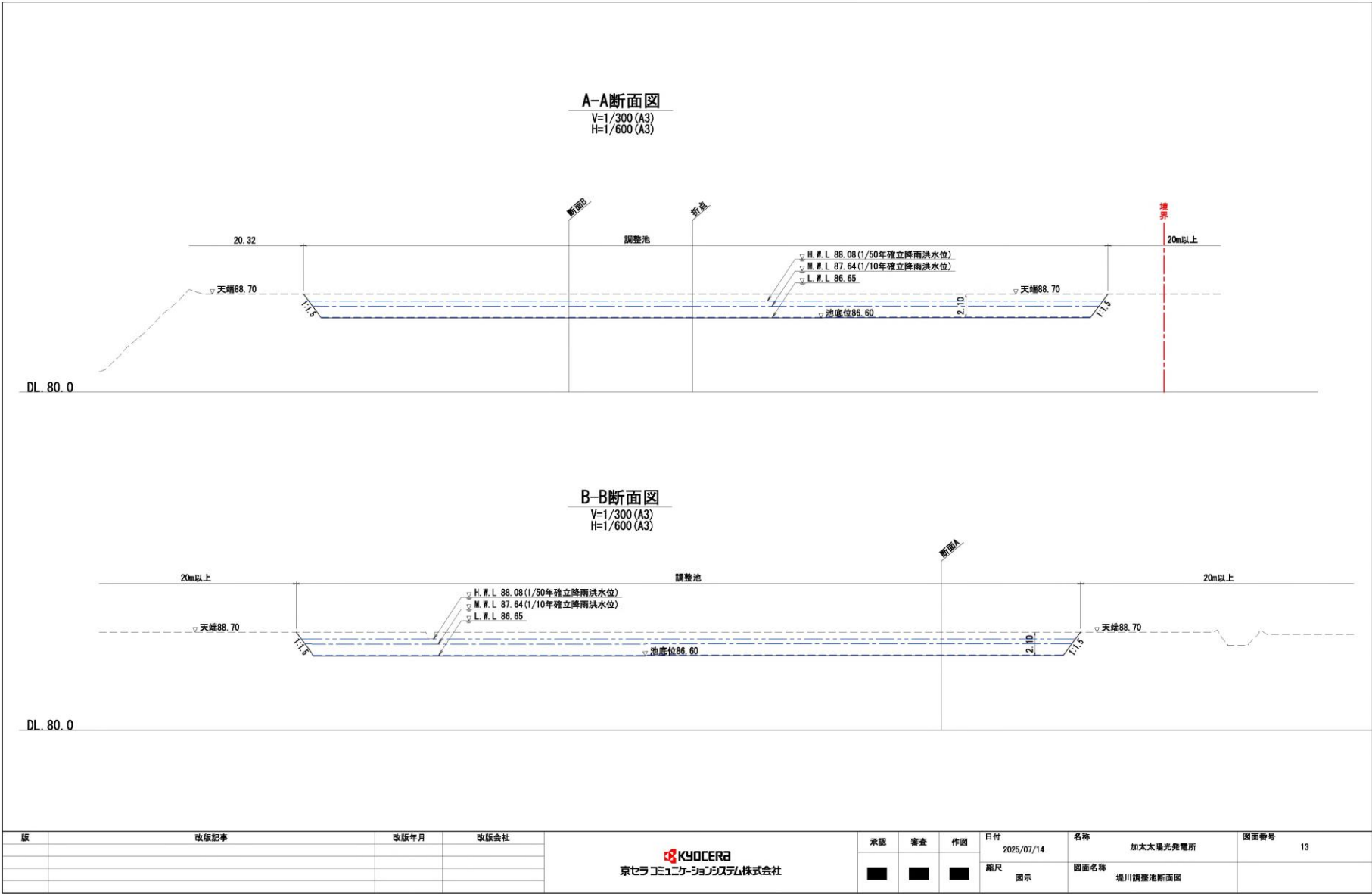
イベント : マイルストーン

	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月	12ヵ月	13ヵ月	14ヵ月	15ヵ月	16ヵ月	17ヵ月	18ヵ月	19ヵ月	20ヵ月	21ヵ月	22ヵ月	23ヵ月	24ヵ月	25ヵ月	26ヵ月	27ヵ月	28ヵ月	備考
マイルストーン	着工																				受電		商業運転開始						
仮設工事																													
伐採・除草工事																													
整地工事																													
管理道路工事																													
緑化工事																													
排水工事																													
基礎工事																													
機器据付工事																													
杭・架台・パネル設置工事																													
電気工事																													
外構工事																													
機器調整・検査																													
自営線工事（※）																													
特記事項	※自営線工事については事業区域外の工事であるため、条例に基づく認定が必要な太陽光事業とは別事業になるが 事業区域敷地境界での騒音・振動の予測・評価の際に複合的な影響を予測・評価するために参考として工程を記載する。																												

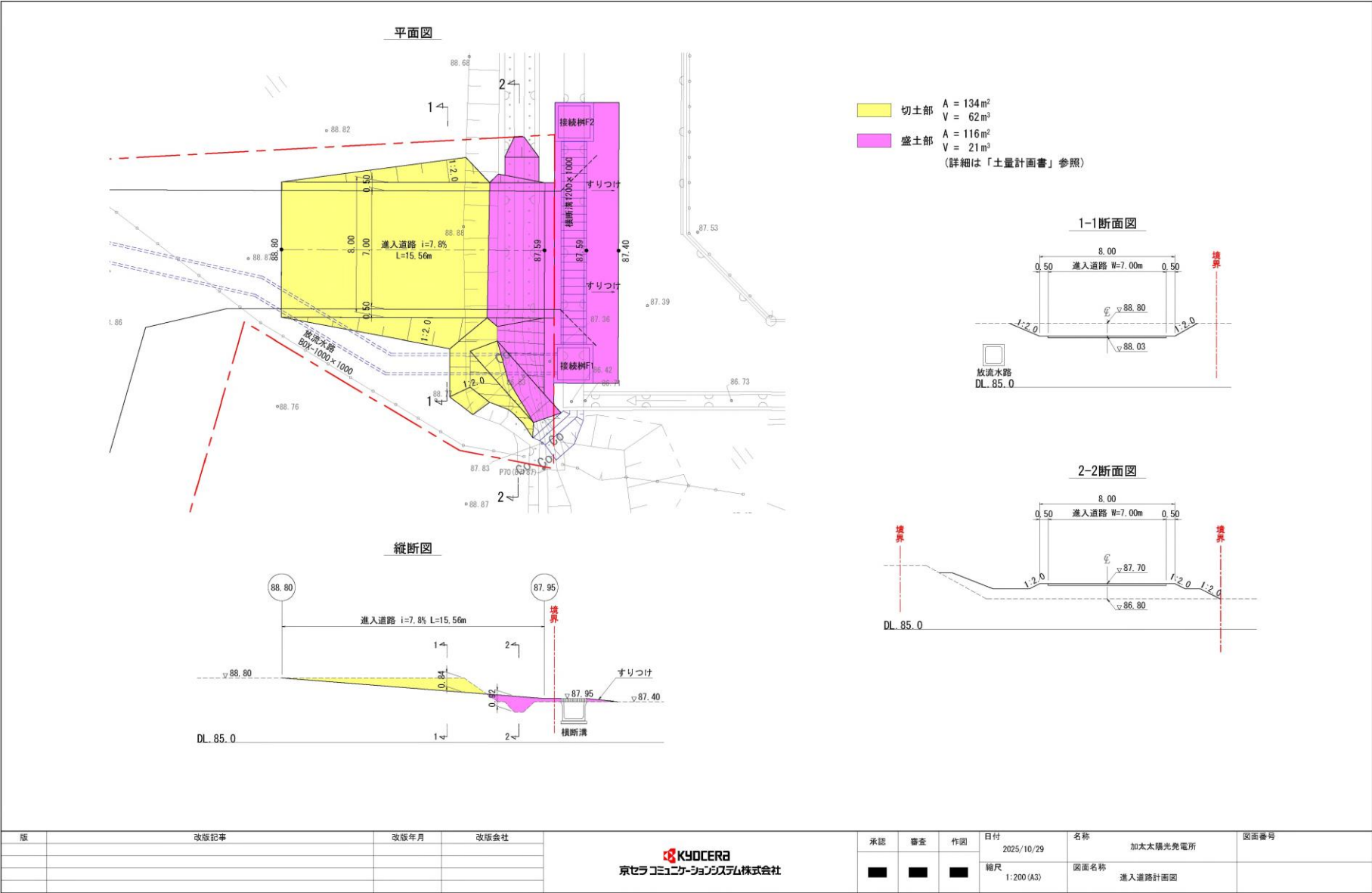
別紙③ 添付資料⑤「当該造成に係る計画平面図及び計画断面図」



別紙③ 添付資料⑤「当該造成に係る計画平面図及び計画断面図」



別紙③ 添付資料⑤「当該造成に係る計画平面図及び計画断面図」



別紙④ 添付資料⑩「太陽光発電パネルの支持物の構造強度に関する書面」

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例
第 11 条第 1 項第 6 号に係る基準の遵守について

本加太太陽光発電事業は、出力 29,900kW の太陽光発電事業であり、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第 11 条第 1 項第 6 号に規定する基準の適用を受けますので、当該基準については、下記のとおり適正に手続を行う事等により遵守します。

記

設備工事着工の 30 日以上前に電気事業法第 48 条の規定による工事計画届出書を中部近畿産業保安監督部近畿支部に届出し、電気事業法第 48 条第 4 項の命令を受けないよう電気事業法に基づく技術基準等を遵守します。

5.7 廃棄物等

本事業の実施に伴い、廃棄物が発生する要因としては、設備の設置工事に係る樹木の伐採、事業廃止時における設備の撤去・廃棄が考えられる。

そこで、本事業の実施による廃棄物の影響及び分析は、樹木伐採計画及び事業廃止時の設備の撤去計画を踏まえ、廃棄物が適正に処分される計画であるかどうかについて分析することとした。

各環境要因についての予測項目、予測時点、予測地点は表5.7.1に示すとおりである。

表5.7.1 廃棄物等に係る予測の概要

区分	影響要因	予測項目	予測時点	予測地点
設備の 設置工事	樹木の伐採	廃棄物の種類及び量、 処分方法	伐採を行う時点	事業計画地内
事業 廃止時	設備の撤去・ 廃棄	廃棄物の種類及び量、 処分方法	設備の撤去・廃棄を 行う時点	事業計画地内

5.7.1 樹木の伐採に係る予測

(1) 予測対象時期

工事工程計画より、設備の設置工事に伴う樹木の伐採が行われる時期とした。

(2) 予測項目

廃棄物の種類及び量、処分方法とした。

(3) 予測地点

廃棄物が発生する事業計画地を基本とした。

(4) 予測方法

廃棄物の予測は、事業者が算出した伐採量及び処分の方法について整理し、廃棄物が適正に処分される計画であるかどうかについて評価を行った。

(5) 予測結果

樹木の伐採に係る廃棄物の種類と量について整理した結果を表 5.7.2 に示す。

樹木の伐採は工事開始後 3～5 ヶ月目を実施され、発生量は最大で 40,000t の見込みである。

伐採木は廃棄物中間処置施設等へ搬入し、木質チップ等の製品としてリサイクルされ、バイオマス発電施設への燃料や製紙工場などで利用される。なお、チップ化しての場内敷均しも検討している。

表 5.7.2 廃棄物の種類及び量（樹木の伐採）

品目	発生量(t)	処分の方法
樹木（木くず）	40,000	リサイクル

5.7.2 設備の撤去・廃棄に係る予測

(1) 予測対象時期

事業廃止時とし、設備の撤去・廃棄を行う時期とした。

(2) 予測項目

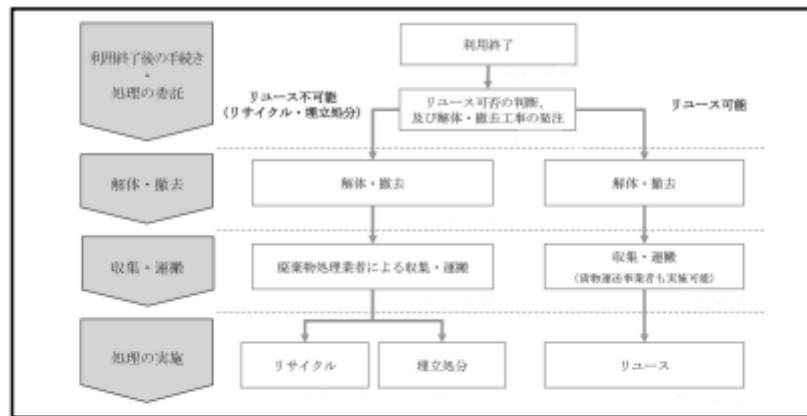
設備の撤去・廃棄を行う時期の廃棄物の種類及び量、処分方法とした。

(3) 予測地点

廃棄物が発生する事業計画地を基本とした。

(4) 予測方法

廃棄物の予測は、事業者が算出した事業廃止時の廃棄物の種類及び量並びに処分の方法について整理し、廃棄物が適正に処分される計画であるかどうかについて評価を行った。なお、処理の流れについては図5.7.1のとおりである。



出典：「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第三版)」(令和6年、環境省)

図5.7.1 処理の流れ

(5) 予測結果

設備の撤去・廃棄に係る廃棄物の種類及び量の整理結果を表5.7.3に示す。

なお、設備の撤去により発生した廃棄物は、リサイクルできるものについては再利用し、リサイクル困難なものについては最終処分場へ搬入する。

表5.7.3 廃棄物の種類及び量（設備の撤去・廃棄）

品目	数量	総重量(t)	処分の方法
1 キュービクル（変電設備）GIS	1 台	14.000	産廃
2 キュービクル（変電設備）変圧器	1 台	45.000	産廃
3 キュービクル（変電設備）リアクトル	1 台	25.000	産廃
4 キュービクル（変電設備）配電盤	1 台	18.000	産廃
5 コンクリート柱	6 本	4.800	産廃
6 キュービクル基礎コンクリート	1 式	3187.800	産廃
7 キュービクル基礎鉄筋	1 式	207.900	鉄 リサイクル
8 電線類	1 式	185.561	銅 リサイクル
9 スチール架台	1 式	9.044	鉄 リサイクル
10 鋼管杭	14,872 本	3.630	鉄 リサイクル
11 太陽光パネル アルミ縁	67,440 枚	298.761	アルミ リサイクル
12 太陽光パネル 発電素子	67,440 枚	2054.898	産廃
13 パワーコンディショナー	9 台	135.000	産廃
14 直流接続箱	198 台	6.930	産廃
15 連系鉄塔 鋼材	1 式	23.000	鉄 リサイクル
16 計測機器・セキュリティ機器	1 式	1.000	産廃
17 フェンス	1 式	98.436	鉄 リサイクル
18 その他雑鋼材	1 式	1.000	鉄 リサイクル

5.7.3 影響の分析

(1) 影響の回避又は低減に係る分析

環境保全措置について、事業廃止時における廃棄物の発生及び排出が可能な限り回避・低減されていること及びその程度について評価する。

廃棄物の発生及び排出を回避・低減するために検討する環境保全措置の内容は、次に示すとおりである。

- ・ リサイクル可能なものについては、可能な限り再利用化する。
- ・ リサイクル困難なものについては「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」を参考に、適切に処分する。
- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)による廃棄物の処理・処分の適正管理を徹底する。
- ・ 太陽電池モジュールについては、鉛等の有害物質を含有する可能性があるため、事前に確認した上で適切に処分する。
- ・ 将来的に関係法令の改正や技術革新によって太陽光発電設備のリサイクル等をとりまく状況が変化した場合、適切に対応する。

(2) 環境の保全上の目標との整合性に係る分析

廃棄物の処理としては、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収、埋立処分などがあり、事業廃止時に発生する廃棄物に関しては、関係法令を遵守し、適切にリサイクルや処分を行うこととする。なお、環境保全の観点からの施策による基準等は以下のようなものがある。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・ 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）
- ・ 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」（令和6年 環境省）

事業廃止時に発生する廃棄物に関しては、表5.7.2及び表5.7.3に示すとおり、リサイクルできるものについては実施し、できないものについては埋立処分等適切に処理することから、環境への影響は低減できるものと考えられ、事業者として実行可能な範囲で廃棄物の発生及び排出が低減されているものと評価する。